

浅地層処分

浅地中処分

浅層処分

## 浅地中処分 せんちちゅうしょぶん

低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低い廃棄物について天然バリアの覆土層が数 m 程度の厚さを持つ浅地層（浅地中）に埋設処分する方法をいう。この方法には、廃液、フィルターなどのドラム缶に封入された廃棄物を人工構築物（コンクリートピット）を設けて埋設する浅地中ピット処分と、原子炉の廃止措置などから発生した放射能レベルの極めて低いコンクリートなどの廃棄物を人工構築物を設けずに素掘りトレンチに直接埋設する浅地中トレンチ処分がある。低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルの比較的高い制御棒、炉心構造物などの廃棄物は余裕深度処分対象となる。青森県の六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターでは1992年より原子力発電所からの低レベル放射性廃棄物を受け入れ浅地中ピット処分を実施している。

---

<登録年月>

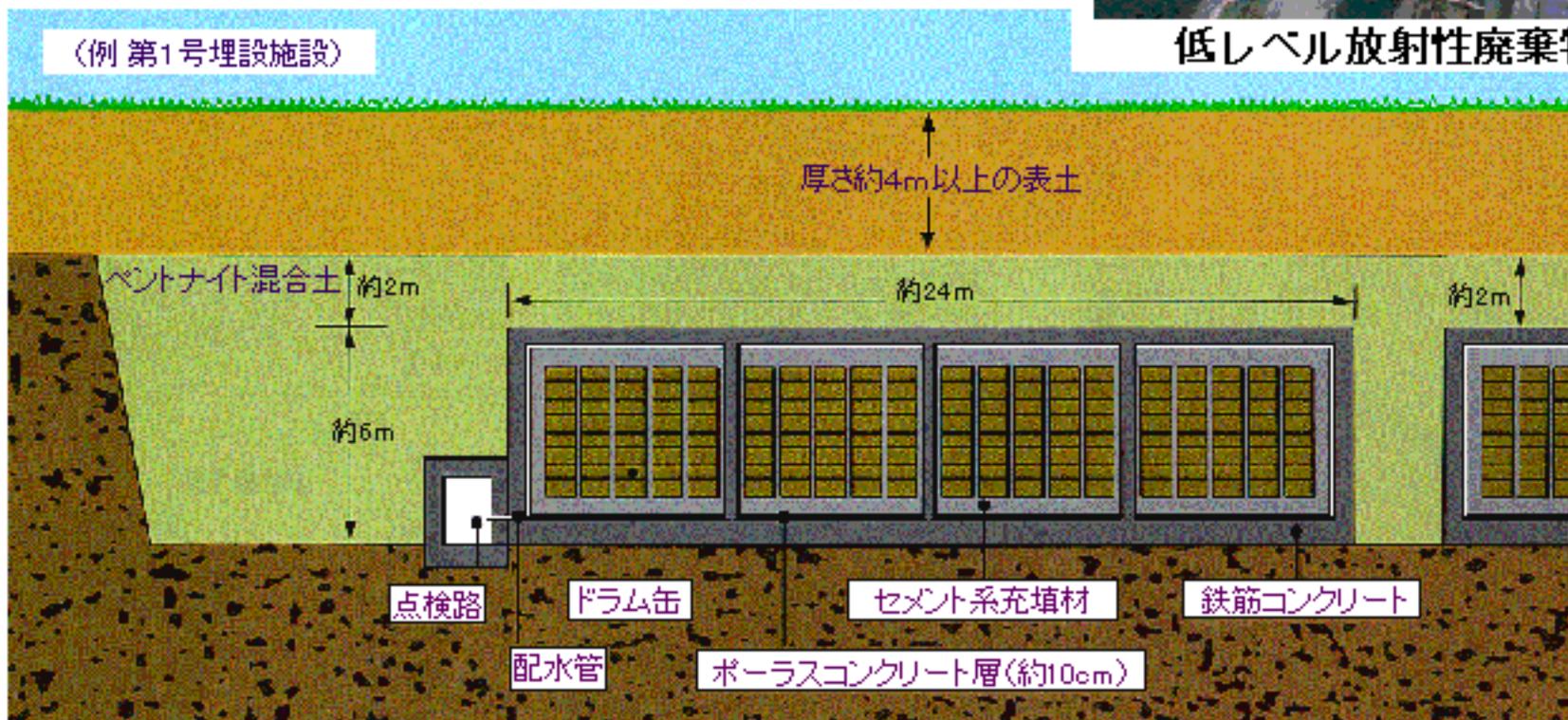
2007年08月

---

---



低レベル放射性廃棄物埋設センター



## 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターの埋設施設概念図

[出典] 日本原燃株式会社: 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター その概要と安全性について (1997年6月)、p.12-13、<http://www.jnfl.co.jp/>